

付議案第 61 号

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

国において、育児時間（本市における部分休業に相当するもの）を多様化することに併せて、介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯に関する制限を撤廃することを踏まえ、本市の介護休暇等の規定について所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の改正

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第 10 条第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「に規定する」を「の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「職員については、2 時間から当該部分休業」を「時間がある日の介護時間については、1 日に

つき 2 時間から当該第 1 号部分休業」に、「時間)」を「時間」に改め、同条第 3 項中「非常勤職員の介護時間」を「第 1 号部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間」に改め、「当該非常勤職員について」を削り、「(当該非常勤職員が部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該部分休業」を「) から当該第 1 号部分休業」に、「時間)」を「時間」に改める。

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成6年福岡市教育委員会訓令第9号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第4条 略 (介護休暇の単位) 第5条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。 2 <u>1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、正規の勤務時間のはじめから連続し、又は正規の勤務時間のおわりまで連續した4時間の範囲内とする。</u>	第1条～第4条 略 (介護休暇の単位) 第5条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。 2 <u>1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</u>
第6条～第9条 略 (介護時間の単位等) 第10条 介護時間の単位は、30分とする。 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は条例第6条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u>	第6条～第9条 略 (介護時間の単位等) 第10条 介護時間の単位は、30分とする。 2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）又は条例第6条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u>
3 <u>非常勤職員の介護時間については、1日につき2時間（当該非常勤職員に</u>	3 <u>第1号部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の非</u>

現 行	改 正 案
<p><u>について</u> 1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間 <u>(当該非常勤職員が部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u> を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>以下略</p>	<p><u>常勤職員の介護時間</u>については、1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間 <u>から当該第1号部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間</u>とする。</p> <p>以下略</p>

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の 一部改正案（概要）

1 改正の理由

国において、育児時間（本市における部分休業に相当するもの）を多様化することに併せて、介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯に関する制限を撤廃することを踏まえ、介護休暇等の規定について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯に関する制限の撤廃について

正規の勤務時間の始め又は終わりに連続して取得しなければならないとする要件を廃止する。

(2) その他

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日